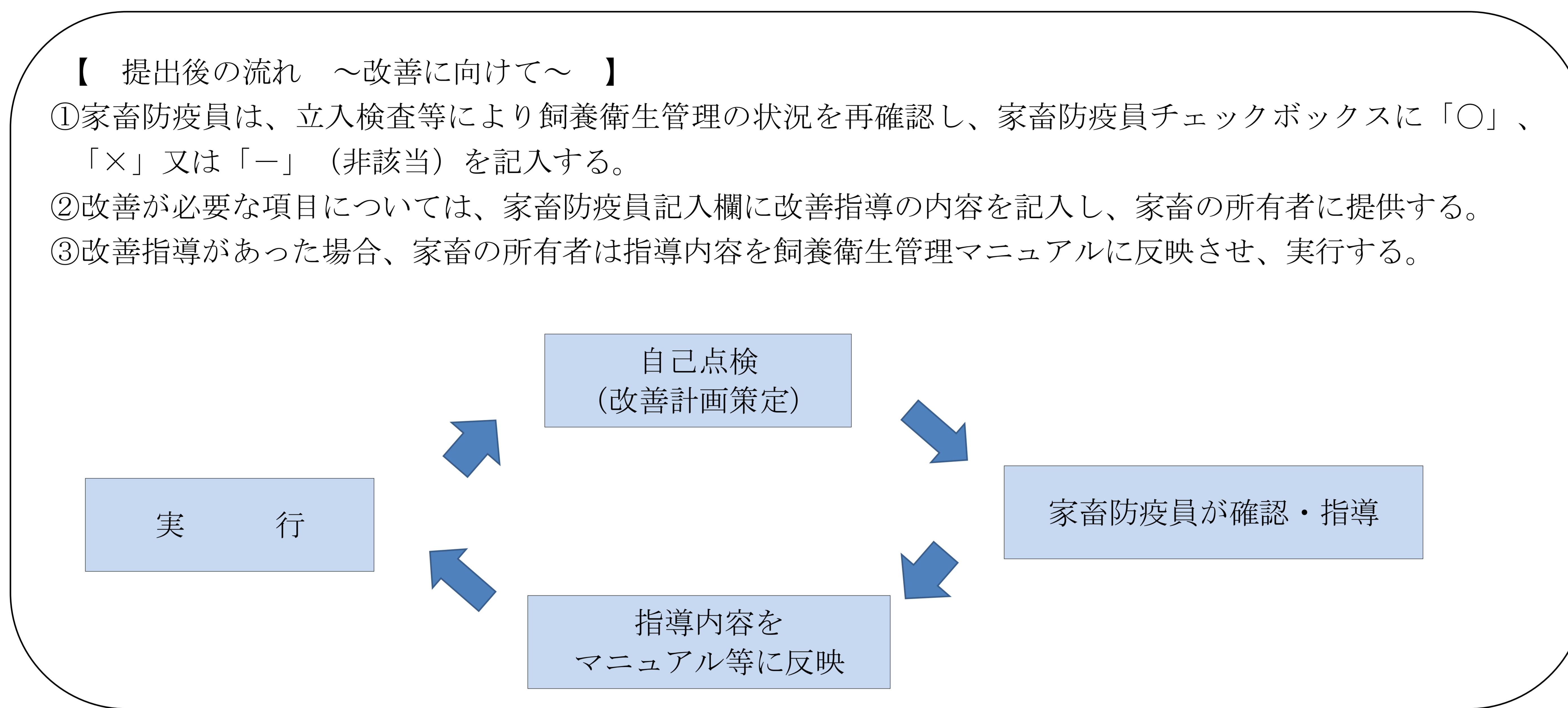


2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況

(2) 豚及びいのししの場合

※記載方法

- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- ・1から40までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」にチェックを付けること。
- ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項にチェックを付けること。
- ・「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。



●飼養衛生管理基準の構成について

飼養衛生管理基準は全40項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のI～IVに体系化しながら、分類している。

- I 家畜防疫に関する基本的事項【項目1～12】
- II 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目13～24】
- III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目25～34】
- IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目35～40】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

感染源		対策の実施場所（衛生管理区域内）				
分類	種類（代表例）	境界		敷地	関連施設	畜舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	13 14 15 16	35			25 26
物品	車両、重機	17	36			28
	器具、機材	18 19	37 39	32	27	27 28
	飼料、敷料	20 21 22				20
野生動物	野生いのしし	23				
	ねずみ、たぬき	23		32	29 30 31	29 30 31
	野鳥				29 30	29 30
	はえ、ダニ				29 31	29 31
飼養環境	土壤、粉塵			32	33	33
家畜	死体、排せつ物		38 39		29	29
	豚、いのしし	24	38 39 40		29	34 39 40

回答記入例

 はい いいえ

※「はい」、「いいえ」又は「該当しない」から1つ選択

農場名 :

家畜防疫員
チェック
ボックス

I 家畜防疫に関する基本的事項		
1 家畜の所有者の責務		
①関係法令を遵守している。 (関係法令の例) ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・化製場等に関する法律	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
②農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。 (協力者の例) ・地域の他の家畜の所有者（飼養衛生管理者） ・都道府県 ・市町村 ・関係団体 ・地域自衛防疫団体	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
③（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合）飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
【記入欄】 今後の改善方針		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践		
①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。 (情報の把握方法例) ・メール ・広報誌 ・FAX ・ウェブサイト	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
②家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
③家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
④農場の最新の防疫体制を確認できるよう、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えている。 ※以下の資料を添付 農場の平面図（次のものを明示したもの） 1) 衛生管理区域及びその出入口 2) 消毒設備の設置個所	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
⑤家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
【記入欄】 今後の改善方針		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。 ※飼養衛生管理マニュアルの必要事項 (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項 (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起 (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止 (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止 (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 (9) 農場における防疫のための更衣 (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 ※飼養衛生管理マニュアルの写しを添付	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
③家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底している。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
【記入欄】 今後の改善方針		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		

4 記録の作成及び保管

以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

①衛生管理区域に立ち入った者（※1）の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（※2）及び消毒の実施の有無（車両を入れる者にあっては、当該車両の消毒の有無を含む。） ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手 指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なもの であることを確認した場合は記録は不要である。 ※1 当該農場の従事者を除く。 ※2 所属等からその目的が明らかな場合を除く。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
②消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確實に記録させている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
③（衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合）過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
④（従事者が海外に渡航した場合）滞在期間及び国又は地域の名称	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
⑤導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
⑥出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
⑦飼養する家畜の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあっては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
⑧家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

5 大規模所有者が講ずる措置

①飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したとき、当該家畜の所有者及び飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底している。 （周知方法の例） ・飼養衛生管理マニュアル ・貼紙 ※以下の資料を添付 従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものとし	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
②畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置している。 「同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜の頭数の合計が三千頭（肥育豚（月齢が満十月未満の豚をいう。）にあっては、一万頭）をこえないこと。」	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
③大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、必要事項を記載した対応計画を策定している。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

6 獣医師等の健康管理指導

●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する家畜の健康管理について指導を受けている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
---	-----------------------------	------------------------------

【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください

担当の獣医師の氏名	
担当の診療施設の名称	

【推奨】 6 豚の飼育施設

（5）飼養環境の改善を図るため、豚舎周りの暑熱対策を講じるとともに、豚舎に豚舎規模に応じた換気扇を設置している	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
---	-----------------------------	------------------------------

記入欄 暑熱対策の内容（ ）

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備

●野生動物が豚熱等の家畜伝染病に感染したことが確認されているなど、家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域において追加措置を講ずることとなる以下の取組について、その内容を習熟している。

- 14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置
- 22 安全な資材の利用
- 26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置及び使用
- 28 畜舎外での病原体による汚染防止
- 29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場の取組

はい いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

8 衛生管理区域の設定

①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。

〈衛生管理区域境界の明確化方法例〉

- ・電気柵
- ・ワイヤーメッシュ
- ・消石灰帯
- ・柵
- ・ロープ
- ・三角コーン
- ・垣根（プランター）

はい いいえ

②衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。

※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。

はい いいえ

③出入口の数を必要最小限とし、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。

はい いいえ

【推奨】 ○ 基本的な農場形態

- (1) 農場外周を電気柵等及び防護柵（外柵）、衛生管理区域を防護柵（内柵）で囲み、外柵と内柵の間に一定幅のサブエリアを設けている

はい いいえ

【推奨】 2 管理棟・更衣室等

- (1) 農場の管理棟は、衛生管理区域に配置している

はい いいえ

【推奨】 3 物品等の搬入口・受入れ、持ち出し設備

- (1) 衛生管理区域と衛生管理区域外の境界に物品（資機材等）の搬入口を配置し、消毒装置（くん蒸庫等）を設置している

はい いいえ

- (2) 衛生管理区域内に持ち込む物品（小物類）の消毒を目的とした、紫外線殺菌ハッチ（パスボックス）を衛生管理区域と衛生管理区域外の境界に設置している

はい いいえ

【推奨】 4 物品・車両等の保管設備

- (1) 衛生管理区域内に獣医師等が使用する器具・器材（薬品や注射器等）を保管し、消毒ができる設備を設置している

はい いいえ

- (2) 衛生管理区域内で使用する資材（衣類、履き物等）及び車両を衛生管理区域外へ持ち出さないよう、衛生管理区域内に保管場所（倉庫等）及び駐車場所を確保している

はい いいえ

【推奨】 5 豚の受入・出荷設備

- (1) 導入豚の受入設備（受入台等）及び出荷豚の積出し設備（出荷デポ、出荷台等）を整備し、導入と出荷の導線が交差しないよう配置している

はい いいえ

【推奨】 8 飼料の受入・搬入設備

- (3) 袋詰め飼料を使用する場合は、衛生管理区域に持ち込む前に殺菌処理ができる設備（くん蒸庫等）を設置するとともに、衛生管理区域外から持ち込んだ飼料を衛生管理区域内で取出しできる構造としている

該当しない はい いいえ

【推奨】 11 へい獸処理施設

- (1) へい獸を適切に保管・処理可能な施設（関係法規に適合した一時保管用冷蔵庫、焼却炉等）を、衛生管理区域の外縁、かつ豚舎からできるだけ離れた場所に設置している

はい いいえ

【推奨】 12 糞尿処理設備

- (1) 衛生管理区域内に飼養規模に応じた適切な糞尿処理設備を設置している

はい いいえ

- (3) 外部の車両等が衛生管理区域に進入することなく、堆肥の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造としている

はい いいえ

8-2 サブエリアの設定

【推奨】 ○ 基本的な農場形態

- (5) サブエリア及び衛生管理区域への雨水等の流入を防止するため、外柵の外側に側溝や壁等を設置している

はい いいえ

記入欄 側溝 壁 その他 ()

【推奨】 1 車両等の出入り口

- (4) サブエリアへの人の入口に専用靴に交換する設備（コンテナハウス等で入口、出口が分かれているもの）を整備している

はい いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

9 放牧制限の準備

● (放牧を行っている場合) 放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講じている。

 該当しない はい いいえ

【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください

措置の内容

<input type="checkbox"/> 避難用設備の確保の準備	具体的な内容	
<input type="checkbox"/> 出荷	<input type="checkbox"/> 事前協議：済	
	<input type="checkbox"/> 事前協議：調整中	
	<input type="checkbox"/> 事前協議：未	
<input type="checkbox"/> 他地域への移動	<input type="checkbox"/> 事前協議：済	
	<input type="checkbox"/> 事前協議：調整中	
	<input type="checkbox"/> 事前協議：未	
	移動場所	

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

10 埋却等に備えた措置

●以下の(1)～(3)いずれかの措置を行っている。

※以下の(1)～(3)のいずれかの資料を添付

(1) 死体の処理に必要な埋却地を確保している。

ア 埋却用地の所在地

イ 埋却用地が自己の所有する土地でない場合

・その所有者の氏名又は名称

・当該土地の利用に関する契約の内容

ウ 埋却用地の面積・利用状況

エ 農場から埋却用地までの距離

オ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無

カ オの説明に対する当該関係者の承諾の有無

キ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となる事項

(2) 死体の処理に必要な焼却施設を確保している。

ア 焼却施設の名称・所在地

イ 農場から焼却施設までの距離

ウ 焼却施設の近隣住民その他の関係者への焼却の実施に関する説明の有無

エ ウの説明に対する当該関係者の承諾の有無

(3) 埋却地・焼却施設の確保が困難な場合は、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行っている。

 はい いいえ

【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください

措置の内容

 埋却地の確保 焚却のための取組 都道府県知事が求める取組（土地の確保に係る措置・焼却のための施設又は機械の利用に係る措置・化製のための施設又は機械の利用に係る措置）

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

11 愛玩動物の飼育禁止

●衛生管理区域に愛玩動物を持込んでいない。また、衛生管理区域内で愛玩動物を飼育していない。
※観光牧場等において、飼育場所を限定している場合は除く。 はい いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

12 密飼いの防止

●家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。

※以下の資料を添付

畜舎ごとの家畜の飼養密度（家畜の種類ごとに〇m²/頭）を記載した資料 はい いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

●必要なない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう必要な措置を講じている。
※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手洗い・靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りではない。

はい いいえ

【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください

措置の内容

門 ロープ 立入禁止看板の設置

その他：（ ）

【推奨】 ○ 基本的な農場形態

(7) 飼養に關係のない者との応接や物品（郵便、宅配便及び新聞等）の受取りを行う場所（事業所の事務棟等）及び従業員の駐車場は、農場外に設置している

はい いいえ

【推奨】 1 車両等の出入口

(1) サブエリア及び衛生管理区域への人及び車両の出入口は、常時、閉鎖し施錠できるようになっている

はい いいえ

【推奨】 8 飼料の受入・搬入設備

(1) 荷受け用飼料タンクは、衛生管理区域の外縁に設置し、衛生管理区域外から直接投入できる位置に設置している

はい いいえ

(2) 荷受け用飼料タンクから衛生管理区域内のタンク等への飼料の移送は、搬送ライン又は衛生管理区域専用のバルク車等により行っている

はい いいえ

記入欄 搬送ライン 衛生管理区域専用バルク車 その他（ ）

【推奨】 10 電気・ガス等設備

(1) 衛生管理区域用のプロパンガス庫や燃料タンク等は、衛生管理区域外で交換や供給できるよう、衛生管理区域との境界に設置している

はい いいえ

(2) 電気、ガス、水道等の検針が衛生管理区域外で行えるようにメーター類を設置している

はい いいえ

【推奨】 11 へい獸処理施設

(3) 外部の車両等が衛生管理区域内に進入することなく、へい獸の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造としている

はい いいえ

【推奨】 12 粪尿処理設備

(3) 外部の車両等が衛生管理区域に進入することなく、堆肥の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造としている【再掲】

はい いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

●当日に他の畜産関係施設等及び大臣指定地域に立ち入った者（※）並びに過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。
※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者等は除く。

はい いいえ

【推奨】 8 飼料の受入・搬入設備

(1) 荷受け用飼料タンクは、衛生管理区域の外縁に設置し、衛生管理区域外から直接投入できる位置に設置している【再掲】

はい いいえ

【推奨】 11 へい獸処理施設

(3) 外部の車両等が衛生管理区域内に進入することなく、へい獸の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造としている【再掲】

はい いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせていている。
※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。

はい いいえ

【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください

消毒設備

設置されたスプレー 消毒槽 衛生管理区域専用の手袋の着用

その他：（ ）

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

①衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている。 ※立ち入る者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、当該衣服及び靴を着用する場合を除く。 (設置並びに使用するものの例) 衣服： 専用作業着、防護服 靴： 専用靴、ブーツカバー	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
②更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
③衣服及び靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

【推奨】2 管理棟・更衣室等

(1) 農場の管理棟は、衛生管理区域に配置している【再掲】	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
(2) 衛生管理区域の入口にシャワー室及び更衣室（脱衣室及び着衣室）を設置する。なお、着衣室は衛生管理区域として管理している【再掲】	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
(3) 管理棟にシャワー室と更衣室を併設する場合は、衛生管理区域として管理するエリア（管理棟及び着衣室）と衛生管理区域外として扱うエリア（脱衣室及びシャワー室）を明確に区分している【再掲】	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

【推奨】4 物品・車両等の保管設備

(2) 衛生管理区域内で使用する資材（衣類、履き物等）及び車両を衛生管理区域外へ持ち出さないよう、衛生管理区域内に保管場所（倉庫等）及び駐車場所を確保している【再掲】	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
(3) サブエリアで使用する資材（衣類、履き物等）及び車両を衛生管理区域外へ持ち出さないよう、サブエリアに保管場所（倉庫等）及び駐車場所を確保している	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

①衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
---	--------------------------------	-----------------------------	------------------------------	--

【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください

消毒設備	<input type="checkbox"/> ゲート式車両消毒装置 <input type="checkbox"/> プール式車両消毒装置 <input type="checkbox"/> 動力噴霧器 <input type="checkbox"/> 蓄圧式噴霧器	<input type="checkbox"/> 消灰帯（幅： m）	<input type="checkbox"/> その他： ()	
------	--	------------------------------------	-----------------------------------	--

②衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。 (措置の例) ・農場専用のフロアマットの設置　・降車時にブーツカバーを使用	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
--	--------------------------------	-----------------------------	------------------------------	--

【推奨】1 車両等の出入り口

(2) サブエリアへの車両の出入口には、車両底面も含む車両全体を消毒できる機能を有する車両消毒ゲート（車両消毒槽及び噴霧器等）を設置し、衛生管理区域への出入口には再度車両を消毒できる噴霧器等を配置している	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
--	-----------------------------	------------------------------	--

記入欄 サブエリア 噴霧器 車両消毒ゲート（車両消毒槽+噴霧器） 車両消毒槽の幅（奥行） m 衛生管理区域 噴霧器 車両消毒ゲート（車両消毒槽+噴霧器） 車両消毒槽の幅（奥行） m	
--	--

(3) 消毒場所にはコンクリート盤、排水溝を設置し、洗浄で落下した有機物を洗い流せる構造としている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
---	-----------------------------	------------------------------	--

記入欄 コンクリート盤 排水溝 その他 ()

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）	
-------------------------	--

18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

●他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。
※他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品をやむを得ず持ち込む場合に必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。

はい いいえ

【推奨】3 物品等の搬入口・受入れ、持ち出し設備

- (1) 衛生管理区域と衛生管理区域外の境界に物品（資機材等）の搬入口を配置し、消毒装置（くん蒸庫等）を設置している【再掲】
- (2) 衛生管理区域内に持ち込む物品（小物類）の消毒を目的とした、紫外線殺菌ハッチ（パスボックス）を衛生管理区域と衛生管理区域外の境界に設置している【再掲】
- (3) 全ての物品等の搬入口・受入れ設備は、受入口と取出口が分かれ、一方通行（ワンウェイ）となる構造としている

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

【推奨】8 飼料の受入・搬入設備

- (1) 荷受け用飼料タンクは、衛生管理区域の外縁に設置し、衛生管理区域外から直接投入できる位置に設置している【再掲】

はい いいえ

【推奨】11 へい獸処理施設

- (3) 外部の車両等が衛生管理区域内に進入することなく、へい獸の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造としている【再掲】

はい いいえ

【推奨】12 糞尿処理設備

- (3) 外部の車両等が衛生管理区域に進入することなく、堆肥の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造としている【再掲】

はい いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

●過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。
※過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴をやむを得ず持ち込む場合に必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。

はい いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

20 飲用水の給与

●飼養する家畜には飲用に適した水を給与することとし、適さない水を給与する場合には、消毒して給与している。

 はい いいえ

【記入欄】

使用している飲用水

<input type="checkbox"/> 水道水		
<input type="checkbox"/> 井戸水	異物混入	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
<input type="checkbox"/> 湧水	異物混入	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
<input type="checkbox"/> その他		

水質検査

 実施していない 実施している (回/年)

飲水消毒

 実施していない 実施している

【推奨】 7 飲料水設備

(1) 飼養する家畜に水道水等の飲料に適した水以外の水を給与する場合には、消毒するための設備を有している

 はい いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄 (改善指導の内容、指導年月日)

21 処理済みの飼料の利用

①肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、適正に処理が行われたものを用いている。

 該当しない はい いいえ

【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください

食品循環資源 (※1) の飼料原料としての調達	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (具体名 :)
食品循環資源の収集方法	<input type="checkbox"/> 自分で収集 <input type="checkbox"/> 排出元が配達
食品循環資源の導入元	
動物由来品 (※2) の含有 (可能性も含む)	<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (具体名 :)
動物由来品が含有していることの記録 (導入元との契約書類等)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()
農場での加熱方法	<input type="checkbox"/> 鍋で煮る <input type="checkbox"/> 蒸す <input type="checkbox"/> 焼く <input type="checkbox"/> その他 ()
農場での加熱状況	温度 : ℃、 時間 : 分
農場での加熱状況の確認方法	<input type="checkbox"/> 温度計で手動計測 (頻度 : 、計測部位 :) <input type="checkbox"/> 自動計測 <input type="checkbox"/> その他 ()
農場での加熱状況の記録	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 記録表 <input type="checkbox"/> カレンダー <input type="checkbox"/> その他 ()
攪拌方法	<input type="checkbox"/> 手動 <input type="checkbox"/> 自動

※1 食品循環資源 : 食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、食べ残し等をいう。

※2 動物由来品 : 対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等(既に加熱されているか否かに関わらず)。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。

②加熱後の飼料を含む全ての飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないような措置を講じている。

 該当しない はい いいえ

③加熱処理の行われていない飼料は衛生管理区域内に持ち込んでいない。

 該当しない はい いいえ

【推奨】 9 肉を含む食品循環資源の加熱処理施設

(1) 農場内において、肉を含む食品循環資源の加熱処理及び飼料化を行う場合は、加熱処理施設を衛生管理区域外に設置している

 該当しない はい いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄 (改善指導の内容、指導年月日)

22 安全な資材の利用

●大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、該当しない はい いいえ

【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください

対象となる飼料、敷料等	<input type="checkbox"/> 加熱 <input type="checkbox"/> 消毒 <input type="checkbox"/> 一定期間の保管 <input type="checkbox"/> その他：（ ）
-------------	--

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止

①衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵（※）の設置その他必要な措置を講じている。
※野生いのし等のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧場等の屋外飼養施設では二重柵等の設置が必要。

該当しない はい いいえ

【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください

侵入防止措置

防護柵（一重） 防護柵（二重） 墁 擁壁 壁
 その他：（ ）

②定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している。

該当しない はい いいえ

③ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他必要な措置を講じている。

〈措置の例〉
・除草剤の散布 ・草刈り

該当しない はい いいえ

【推奨】 ○基本的な農場形態

- (1) 農場外周を電気柵等及び防護柵（外柵）、衛生管理区域を防護柵（内柵）で囲み、外柵と内柵の間に一定幅のサブエリアを設けている。【再掲】 はい いいえ
- (2) 農場の外側には、野生動物の寄り付きを防止するため、周辺の環境に応じ、草刈り等を行った緩衝帯を設けている はい いいえ
- (3) 農場内外を区別する外柵は、電気柵及び金属製フェンスの二重構造（又は壁等の硬固な構造物）とし、金属製フェンスの高さは2m以上、電気柵と金属製フェンスの間隔は1mとしている はい いいえ
- (4) サブエリアと衛生管理区域を区分する内柵は農場周辺に生息する野生動物の飛び越えを防止可能な高さのフェンスとしている はい いいえ

記入欄（はいの場合）

外柵 金属製フェンス（高さ m） その他（ ）
内柵 金属製フェンス（高さ m） その他（ ）
周辺に生息する野生動物 イノシシ シカ その他（ ）

【推奨】 1 車両等の出入口

(1) サブエリア及び衛生管理区域への人及び車両の出入口は、常時、閉鎖し施錠できるようにしている【再掲】 はい いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

24 家畜を導入する際の健康観察等

①他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾患の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等を行い、健康な家畜を導入している。

該当しない はい いいえ

②導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしている。
〈隔離方法の例〉
・隔離畜舎 ・隔離畜房

該当しない はい いいえ

【推奨】 6 豚の飼育施設

(2) 導入豚を一時的に隔離飼育可能な施設を主豚舎とできるだけ離れた場所に設置している はい いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止			
25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等			
●畜舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。 〈消毒設備の例〉 ・設置されたスプレー　・消毒槽　・畜舎専用の手袋の着用	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
【推奨】 6 豚の飼育施設			
(3) 畜舎の出入口には、人や資材（衣類、履き物等）の更衣・消毒の設備を備え、一方通行（ワンウェイ）となる構造としている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
【記入欄】 今後の改善方針			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用			
①畜舎ごとの専用の衣服（大臣指定地域に限る。）及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている。 〈設置並びに使用するものの例〉 衣服： 専用作業着、防護服 靴： 専用靴、ブーツカバー	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
②更衣を行う際に病原体が畜舎に侵入するこがないよう、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください			
保管方法			
<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外（専用保管箱） <input type="checkbox"/> 屋外（ブルーシート等で被覆）			
<input type="checkbox"/> その他： ()			
更衣による交差汚染を防止する対策			
③畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けている又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください			
措置の内容			
<input type="checkbox"/> 畜舎の内外で作業する者を分けている <input type="checkbox"/> 専用靴の履替え			
<input type="checkbox"/> その他： ()			
④衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
【推奨】 6 豚の飼育施設			
(3) 畜舎の出入口には、人や資材（衣類、履き物等）の更衣・消毒の設備を備え、一方通行（ワンウェイ）となる構造としている【再掲】	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
【記入欄】 今後の改善方針			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
27 器具の定期的な清掃又は消毒等			
①飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
②注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜舎ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
【推奨】 4 物品・車両等の保管設備			
(1) 衛生管理区域内に獣医師等が使用する器具・器材（薬品や注射器等）を保管し、消毒ができる設備を設置している【再掲】	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
【記入欄】 今後の改善方針			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

28 畜舎外での病原体による汚染防止

①家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込んでいない。			<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
②（大臣指定地域の場合）家畜を畜舎間で移動する際、屋根、壁等により野生動物などによる病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みケージ、リフト等を使用している。			<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください					
措置の内容					
<input type="checkbox"/> 畜舎間通路 <input type="checkbox"/> ケージ <input type="checkbox"/> リフト					
<input type="checkbox"/> その他：（ ）					
③（大臣指定地域の場合）畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をしている。			<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
【推奨】 ○ 基本的な農場形態					
(6) 農場内の人及び車両の通路部分はアスファルト又はコンクリート等で舗装している			<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
【推奨】 6 豚の飼育施設					
(6) 衛生管理区域内の豚の移動を行う場合は、移動のための施設（豚舎間通路等）若しくは設備（移送用ケージ、フォークリフト等）を有している			<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
記入欄 畜舎間通路 移送用ケージ 運搬車 その他（ ）					
【記入欄】 今後の改善方針					
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）					
29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場についての取組					
①野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネットその他の設備を設置している。			<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
【記入欄】					
畜舎内への侵入防止対策					
<input type="checkbox"/> なし					
<input type="checkbox"/> ウィンドウレス	<input type="checkbox"/> 隙間なし				
	<input type="checkbox"/> 隙間あり	<input type="checkbox"/> 対策			
<input type="checkbox"/> 壁または窓	<input type="checkbox"/> 破損なし				
	<input type="checkbox"/> 破損あり	<input type="checkbox"/> 対策			
	網目	cm			
<input type="checkbox"/> ネット	<input type="checkbox"/> 破損なし				
	<input type="checkbox"/> 破損あり	<input type="checkbox"/> 対策			
	網目	cm			
<input type="checkbox"/> 金網	<input type="checkbox"/> 破損なし				
	<input type="checkbox"/> 破損あり	<input type="checkbox"/> 対策			
<input type="checkbox"/> 消石灰帯	<input type="checkbox"/> 設置なし				
	<input type="checkbox"/> 設置あり	<input type="checkbox"/> 幅	m		
<input type="checkbox"/> その他					
排せつ物保管場所の対策					
(1) 排せつ物処理方法					
<input type="checkbox"/> 堆積	<input type="checkbox"/> コンポスト	<input type="checkbox"/> 共同処理施設への搬出			
<input type="checkbox"/> その他：（ ）					
(2) 野生動物の侵入防止対策					
<input type="checkbox"/> なし					
<input type="checkbox"/> 屋内保管	<input type="checkbox"/> 隙間なし				
	<input type="checkbox"/> 隙間あり	<input type="checkbox"/> 対策			
	網目	cm			
<input type="checkbox"/> ネット	<input type="checkbox"/> 破損なし				
	<input type="checkbox"/> 破損あり	<input type="checkbox"/> 対策			
<input type="checkbox"/> ブルーシート					
<input type="checkbox"/> その他					
飼料の保管場所の対策					
<input type="checkbox"/> なし					
<input type="checkbox"/> 屋内保管	<input type="checkbox"/> 隙間なし				
	<input type="checkbox"/> 隙間あり	<input type="checkbox"/> 対策			

資材の保管場所の対策			
<input type="checkbox"/> なし			
<input type="checkbox"/> 屋内保管	<input type="checkbox"/> 隙間なし <input type="checkbox"/> 隙間あり	対策	
<input type="checkbox"/> 蓋付容器	網目	cm	
<input type="checkbox"/> ネット	<input type="checkbox"/> 破損なし <input type="checkbox"/> 破損あり	対策	
<input type="checkbox"/> ブルーシート			
<input type="checkbox"/> その他			
死体の保管場所の対策			
死体の処理			
豚（子豚）	<input type="checkbox"/> 化製処理	<input type="checkbox"/> その他： ()	
豚（肥育前期）	<input type="checkbox"/> 化製処理	<input type="checkbox"/> その他： ()	
豚（肥育後期及び繁殖豚）	<input type="checkbox"/> 化製処理	<input type="checkbox"/> その他： ()	
死体の保管			
<input type="checkbox"/> なし			
<input type="checkbox"/> 屋内保管	<input type="checkbox"/> 隙間なし <input type="checkbox"/> 隙間あり	対策	
<input type="checkbox"/> コンテナ			
<input type="checkbox"/> 蓋付容器	網目	cm	
<input type="checkbox"/> ネット	<input type="checkbox"/> 破損なし <input type="checkbox"/> 破損あり	対策	
<input type="checkbox"/> ブルーシート			
<input type="checkbox"/> その他			
その他（必要に応じて記載）			
施設の種類			
具体的な侵入防止対策			
②定期的に設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③（大臣指定地域の場合）放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備を確保している。			<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください			
給餌場所の防鳥ネットの設置			
<input type="checkbox"/> なし			
<input type="checkbox"/> あり	網目	cm	
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり			
【推奨】6 豚の飼育施設			
(4) 豚舎（排せつ物の搬出設備を含む）は野生動物の侵入を防ぐための構造を有する又は防鳥ネット等で閉鎖している			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
【推奨】11 へい獣処理施設			
(2) へい獣処理施設は、野生動物の侵入を防ぐための構造を有する又は、防鳥ネット等で閉鎖している			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
【推奨】12 糞尿処理設備			
(2) 糞尿処理設備は、野生動物の侵入を防ぐための構造を有する又は、防鳥ネット等で閉鎖している			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
【記入欄】 今後の改善方針			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
30 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止			
●畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
【記入欄】 今後の改善方針			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

31ねずみ及び害虫の駆除

①ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講じている。

はい いいえ

【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください

ねずみの駆除対策

殺鼠剤 粘着シート

その他：（ ）

害虫の駆除対策

殺虫剤 粘着シート アブトラップ

その他：（ ）

②畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している。

はい いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

32衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

①衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている。

はい いいえ

②病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、敷地を定期的に消毒している。

はい いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

33畜舎等施設の清掃及び消毒

●畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒している。

はい いいえ

【推奨】 6 豚の飼育施設

(1) 豚舎は、豚舎ごと又は、壁等で仕切られた部屋ごとにオールイン・オールアウトできる構造としている

はい いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

34毎日の健康観察

●毎日、飼養する家畜の健康観察（出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。）を行っている。

はい いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

IV衛生管理区域外への病原体の拡散防止

35衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせていく。
※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。

はい いいえ

記入欄（はいの場合）※「項目15 卫生管理区域に立ち入る者の手指消毒等」と同じ場合には記載不要。

消毒設備

項目15と同じ 設置されたスプレー 消毒槽 衛生管理区域専用の手袋の着用

その他：（ ）

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

36 衛生管理区域から退出する車両の消毒

●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し車両の消毒をさせている。
※退出する者が消毒機器を携行し、当該機器を使用し消毒している場合を除く。

該当しない はい いいえ

記入欄（はいの場合）※「項目17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等」と同じ場合には記載不要。

消毒設備

- 項目17と同じ ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器
 消灰帶（幅： m）
 その他： ()

【推奨】1 車両等の出入り口

(2) サブエリアへの車両の出入口には、車両底面も含む車両全体を消毒できる機能を有する車両消毒ゲート（車両消毒槽及び噴霧器等）を設置し、衛生管理区域への出入口には再度車両を消毒できる噴霧器等を配置している【再掲】

はい いいえ

【記入欄】今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

37 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

●家畜の排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。

該当しない はい いいえ

【推奨】3 物品等の搬入口・受入れ、持ち出し設備

- (3) 全ての物品等の搬入口・受入れ設備は、受入口と取出口が分かれ、一方通行（ワンウェイ）となる構造としている【再掲】

はい いいえ

(4) 廃棄等のため家畜の排せつ物等が付着した物品を持ち出す場合に必要な洗浄、消毒を行う施設を有している

はい いいえ

【記入欄】今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

38 家畜の出荷又は移動時の健康観察

①家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認している。

はい いいえ

②家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにしている。

はい いいえ

【記入欄】※「はい」の場合は回答してください

漏出防止方法（死体）

- 屋根付きトラック 蓋付き容器 ブルーシート

その他： ()

漏出防止方法（排せつ物）

- 蓋付き容器 ブルーシート

その他： ()

【推奨】1.1 へい獸処理施設

(1) へい獸を適切に保管・処理可能な施設（関係法規に適合した一時保管用冷蔵庫、焼却炉等）を、衛生管理区域の外縁、かつ豚舎からできるだけ離れた場所に設置している【再掲】

はい いいえ

【記入欄】今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

39 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

①特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。
※家畜の所有者等は特定症状について十分理解し、家畜保健衛生所に直ちに通報することが必要であり、従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が飼養衛生管理マニュアルや貼紙、口頭等によって行われている必要がある。

はい いいえ

②（特定症状が確認された場合）農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこととしている。

はい いいえ

③（特定症状が確認された場合）衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこととしている。

はい いいえ

【記入欄】今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

40 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

※従業員がいる場合には、以下①～④について従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が飼養衛生管理マニュアルや貼紙、口頭等によって行われている必要がある。

①特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
②（獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合）当該家畜が監視伝染病にかかるつていなかつてはいることが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこととしている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
③（当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合）家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
④（飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合）速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

※ 特定症状

1. 豚熱及びアフリカ豚熱を疑う症状

①耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。

②同一の畜房内において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。

（1）摂氏40度以上の発熱、元気消失、食欲減退

（2）便秘、下痢

（3）結膜炎

（4）歩行困難、後軀麻痺、けいれん

（5）削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）

（6）流死産等の異常産の発生

（7）血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

③同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

④血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1万個未満/ μ l）又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。

2. 口蹄疫を疑う症状

①39.0°C以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0°C以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。

②同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風、水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

確認記録

○年月日：

○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ））

氏名：

確認記録

○年月日：

○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ））

氏名：